

## 大都市制度（特別区設置）協議会

### 《第22回議事録》

■日 時：平成31年2月22日(金) 9:30～11:27

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、  
（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、  
八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、  
守島正委員、藤田あきら委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、  
土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

おはようございます。定刻となりましたので、第22回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日の協議については、代表者会議での協議調整の結果、まずは1時間の枠配分で各会派から事務局質疑を行い、その後、委員間協議に進むこととしております。

なお、事務局質疑の各会派の持ち時間については、これまでどおり委員数などに応じた配分とした上で、一部会派から配分時間の拡大を求める意見がございましたので、会派間で調整を行っていただいた結果、維新3分、自民15分、公明30分、共産9分の範囲内として、この順番で行っていただくことにいたしました。また、委員間協議については、お手元に配付いたしております第19回協議会の資料をもとにして、協議項目ごとの基本的な方向性について委員間で協議を行っていただきたいと思います。

順序としては、これまで一度も委員間協議を行っていない区の名称、本庁舎の位置、議員定数について、区割りも含め、まずはご協議をいただき、その後、時間が許せば制度設計全般に進んでまいりたいと考えております。

時間が限られておりますので、着座したまま発言することとし、適宜資料などを使っていただき、質疑や協議を行っていただくことで進めたいと思います。

なお、発言される場合は、多くの市民、府民の皆様方が視聴されているインターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただきまして、私が指名をして、マイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。特に本日は会場の都合上、ハンドマイクでの発言となります。マイクの本数に限りがございます。また、種類に違いがあるため、机ごとに1本ずつの準備となり、少し聞こえ方が違う場合もあろうかと思いますが、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

事務局におきましては、挙手し、氏名と職名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思います。

それでは、進めさせていただきます。

まず維新、横山委員。

(横山委員)

おはようございます。大阪維新の会の横山でございます。

当方から事務局に対して現段階でこれ以上素案に関して確認事項はないということは、前回から申し述べている次第でございます。

また、これを受けまして、本日の事務局質疑につきましては、代表者会議におきまして当方の質問時間の多くを他会派さんにお渡しいたしております。事務局に対する質疑も本日で出し切っていただくことを強く願うところでございます。

これまで再三にわたり要望してきました委員間協議が本日開催されるということで大変喜ばしく思うと同時に、既に21回の協議会を重ね、いまだに協定書記載事項について一つ一つ方向づけていく議論に至っていないということに対して強い危機感を覚えています。

これも再三申し述べていますが、当協議会の役割は、規約に定められているとおり、特別区設置の協定書を策定することです。そのためにそれぞれの会派が素案に対する意見を述べ、違う意見があるなら建設的な修正提案を行っていく。この積み重ねにより素案を洗練し、協定書案の策定に向かう。これが議会の議決に定められた規約に基づく当協議会の正しい議論の姿だと思っております。

本日、その第一歩となる委員間協議が開催されます。この委員間協議における議論が、素案に対する単なる疑義で終わることなく、もし素案と違う意見があるのであれば、具体的かつ建設的提案のもと、素案の策定に向かっていくものであることを強く願います。

以上です。

(今井会長)

次に、自民、花谷委員、お願いいたします。

(花谷委員)

おはようございます。自民党の花谷です。

本日の法定協議会の開催に対しまして、先日、2月18日に代表者会議が開かれまして、日程の調整や議題などについて協議が行われました。会長からは、事務局質疑を終了して委員間協議に入りたいとの提案がありましたが、私たち自民党は、知事、市長が近々お辞めになるかもわからない状況で、「辞めるのを止めた」と言わない限り、法定協を開催する意味はないと、開催自体を不要だという意見を述べさせていただきました。

また、公明党さんからは、事務方に確認したいことがまだまだあり、事務局質疑をぜひやりたいと、事務局質疑の実施を求められました。

このように、会長のご意向とは異なる意見が示されているにもかかわらず、結局、会長は、議員の任期中に協定書を作成しなければならないという根拠のない思い込みに基づいて、府議会、市会の日程が立て込んでいる中で、今日もこうして午後から市会の本会議が予定されているようで、こういった特別な会議室を使わないといけないような状態です。つまり無理くり法定協を開催されて、事務局質疑だけでなく委員間協議を行うことを通告されています。

このような会長の対応を見てみますと、スケジュールありき、住民投票ありきで、法定協の運営を強引に進めようとする姿勢は何も変わっていないように思います。

法定協の日程や議題だけでなく、会議の議事運営、つまり動議の扱いについても私たちは前回の法定協で、「議事進行に関する動議について直ちに採決されることを求める動議」を提出しましたがけれども、会長は不適格だとして採決を拒否されました。誰が見てもごく一般的な議会のルールを確認するだけの内容の動議であり、そんな動議でさえ採決を拒まれたのは、会長の主観的な思い込みに基づく恣意的で強引な議事運営と言うほかありません。

そこで、本日も協議会運営のあり方について伺いますが、仮に事務局質疑続行を求める動議が提出されれば、これは議事進行に関する動議に当たるとは思いますけれども、その動議でさえも不適格となると考えられますか。事務局に伺います。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

個々の動議の適格性につきましては、協議会の事務を掌理する会長におかれまして、動議の内容を踏まえ判断されるものと考えております。会長からは、動議は形式ではなく個々の内容、状況に応じて判断すべきものと述べられているところでございます。

以上です。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今の答弁では、動議は形式でなく個々の内容に応じてとのことでしたけれども、事務局質疑の続行を求める動議というのは法定協で丁寧な議論を行うために質疑の継続を求めるものだと思います。明らかに質疑の続行、議事の進行に関する動議であり、審議拒否や審議妨害といったたぐいのものではないと思いますが、それでも不適格になる可能性があると考えているのですか。事務局、もう一度答弁お願いします。

(今井会長)

榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

今、動議の性質というか内容という点に着目して今ご質問いただいたところですが、まさに個々の動議がお尋ねのような動議に当たるのかどうかの判断があるということだと考えておまして、個々の動議の適格性につきましては、協議会の事務を掌理する会長におかれまして、動議の内容を踏まえ判断されるものだというふうに考えております。

以上です。

(今井会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

事務局、一般的に答えてもらったらいんですけども、では伺いますけども、例えば会長が質疑を打ち切ろうとされているときに、質疑の継続を求める動議が出されたとき、その場合でも動議は直ちに採決されないとお考えですか。事務局にお尋ねします。

(今井会長)  
榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

事務局にとのお尋ねでございますけれども、個々の動議の扱いにつきましては、動議の内容を踏まえ、会長の権限で判断されるものと考えておまして、会長から、動議は形式ではなく、個々の内容、状況に応じて判断すべきものと述べられているところでございます。

以上です。

(今井会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

今明確に動議の例まで出して聞いているのに、事務局として答えられないというのは、ひどい事務局だなと思いますよ。今申し上げたような動議、内容について、これだったら適格だというようなことを私たちに一回教えてくださいよ。事務局の考えを。全部会長に任さんとね。あたかも会長の主観的な思いひとつでどうにでもできるということを認めているような答弁でして、動議として不適格と判断するからには、会長の主観ではなくて、きちんと誰でもが納得できる合理的な理由を示していただきたいと思います。

そこで、一般の議会における取扱いについて伺いますが、まず議事進行に関する動議というのはどのようなものがありますか。事務局に伺います。

(今井会長)  
榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

一般に議会において議事進行に関する動議とはどのようなものかということについてでございますけれども、『地方議会運営事典』という出版物によりますと、質疑、討論の終結の動議や、休憩の動議などを言うというふうにされております。

以上です。

(今井会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

今の答弁で、議会では質疑の終結を求める動議は議事進行に関する動議に当たるということが確認できました。ということは、その逆の質疑の続行を求める動議、これも議事進行に関する動議であるのは誰が見ても明らかだと思います。聞いている皆さん、明らかですよ。

そこで伺いますが、一般に議会においては、議事進行に関する動議が提出されれば直ちに採決されるということではないのでしょうか。事務局に伺います。

(今井会長)  
榎下課長。

(事務局：榎下制度企画担当課長)

一般に議会におきましては、議事進行に関する動議というのは、他の事件に先立って採決をするいわゆる先決動議とされております。ただ、個々の動議が議事進行に関する動議に当たるのかどうか、これは、本協議会におきましては、協議会の事務を掌理する会長が動議の内容を踏まえて判断されるものというふうに考えております。

以上です。

(今井会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

やはり議会では、質疑の続行を求める動議などの議事進行に関する動議は、ほかに先立って直ちに採決されなければならない先決動議ということを確認できました。でも、今の答弁後半は、一般の議会の運営のルールと違うか一緒かは会長の判断だと。これまでの運営が、会長の一般の議会のルールを無視してやっているということを事務局が認めてしまったような答弁だと思います。異常な運営がされているということを今確認させていただきました。

会長や知事、市長は、自分たちが一方的に思い描くスケジュールを狂わすもの、可決されて都合が悪くなるもの、これは主観的、一方的な判断で不適格と判断して採決を拒否されております。これらは何の合理的な理由も示されず、全くのご都合主義でしかないと思います。正常な協議会の運営のもと、協定書を取りまとめたいと会長や知事、市長が本当に思われるのであれば、せめて議会でごく普通に行われている会議運営のルールぐらいきちっと守っていただきたいと申し上げておきます。

このように、法定協はまだ正常とは言えない状況ですけども、次回の法定協の開催日程をめぐっても、会長は強引な調整を行おうとされています。先日の代表者会議では会長か

ら、次回法定協を3月1日に開催するという案が示されましたが、当日は市会の常任委員会が予定されており、私たちの川嶋委員は日程が重複してしまっています。そもそも府議会、市会の会期中に法定協を無理くり開催しようとする自体、無理な話です。しかも、府議会や市会の公式日程と重複していることがわかっている時間帯に法定協を強引に開催しようとしていることは、全く理解できません。このような異常な日程調整が行われていることについて見解を聞いたところ、候補日を示しているとの返事がありました。候補日と言いますけれども、これまでずっと候補日といいながら全部押しつけてきましたからね。あたかも確定日のような示し方でありまして、事前に調整していくのが筋だと思います。これは事務局に責任があると思いますよ。こんなおかしな日程の示し方をする。事前の調整、事務局はどのように考えてるんですか。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

3月1日の候補日に関して厳しいご指摘をいただきましたが、法定協議会の協議日程につきましては基本的に代表者会議において協議調整いただく事項であると考えておりますので、次回協議日程についてはその会議においてご協議いただきたいと思います。ただ、少し、3月1日の日程の示し方がおかしいんじゃないかというご指摘をいただきましたので、経緯も若干説明させていただきますけれども、もともと3月1日の日程につきましては、2月5日の代表者会議において、3月1日の午後から市会の常任委員会が開催されることを前提に、午前を候補日として会長から示されたものでございます。その後、先日、2月18日に市会常任委員会の代表者会議が開かれまして、同委員会が3月1日の午前中から午後にかけて開催するということが正式に決定されたものでございます。もともと、今申しましたように2月5日段階ではまだ日程が可能かという前提で示されたものでございますが、先ほども申しましたように、3月1日開催するかどうかについては代表者会議で協議いただきたいと思います。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

不誠実な答弁ですね。こちらで市会の先生方がいろいろおっしゃってますけども、2月18日の代表者会議で示されたことを申し上げてるんですよ。きちんと日程調整というのは、せめて候補日は事前に調整をして、事務局として責任持って会長に示さないと、全部を把握しないと、まさに法定協議会に出席するのか、市会の常任委員会に出席するのか、どちらかを求められるわけですよ。じゃ、どちらに出席すべきだと誰が判断するんですか。議長ですか、市長ですか。そういったことをきちっと言っていただく必要がありますし、事務局としては会長をサポートすべき立場にあると思います。会長や知事、市長の言われるがままに動く事務局ではなくて、何度も申し上げてますけれども、府民、市民のために、

少なくとも真つ当な法定協の運営がなされるように、行政としてしっかり会長をただすべきだと申し上げて、質問を終えます。

(今井会長)

先ほどの件ですけど、会長として一定責任がございますので判断させていただいておりますけど、先ほど手向局長からもありましたが、この日程についてはまず2月5日の代表者会議で日程の候補を挙げさせていただきました。ただ、その段階では3月1日に実地調査があるということはお聞きしておりませんでした。後からこの3月1日が入れられたというのが僕の本意です。しかし、そういう状況であったとしても、今日この後代表者会議を開催いたします。代表者会議を開催して、その後の日程、3月1日も含めてどうするかということは協議させていただきたいと思いますので、何かあたかも強引だというようなことではなしに、きっちりと話を聞いて進めてるということだけ申し添えておきます。

次に、公明、土岐委員、お願いいたします。

(花谷委員)

代理出せって言うてる人おるよ、会長、ここで。

(川嶋委員)

どういふことやねん。

(今井会長)

代表者会議でまたその件については協議させていただきます。

(花谷委員)

ちょっと休憩や。こんなん言うてんで。代表者会議しようや。

(今井会長)

続行いたします。続行いたします。

(花谷委員)

代理出せって大問題……。

(今井会長)

だからその件については代表者会議で話しするので。それは隣同士の話やから関係ない。今、委員の中ではない。だからそれは代表者会議でやるから。今その話を隣同士でやっても仕方がない。

土岐委員、お願いいたします。土岐委員。

(土岐委員)

公明党の土岐でございます。私のほうから何点か事務方の質疑をさせていただきたいと

思います。

これまで私どもは何度も申し上げてきておりますけれども、一度この大阪市を廃止してしまうと、現行法上では二度と政令指定都市に戻ることはできないということでありますから、どこまでもやはり慎重かつ丁寧な議論を尽くしていくということが大事であると、そのような趣旨から真摯な議論を私たちは進めてきているわけであります。

そこで今日は、大阪市を廃止分割してしまういわゆる特別区制度と、そして大阪市を存続させたまま政令指定都市としての強みを最大限に発揮できる総合区制度、ようやく総合区制度の議論がこの場でできるようになったわけでありますけど、この総合区制度との比較というような観点で何点か質問させていただきたいと思います。

まず、このそれぞれの双方の設置コストについてまずお聞きしたいと思います。特別区素案、そして総合区素案ともに設置コストが示されていると思いますけれども、どういう理由からこの設置コストが示されているのかまずお聞きをいたします。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

お答えします。

素案における設置に伴うコストにつきましては、大都市制度について市民に判断を仰ぐに当たりまして重要な事項であるという考え方から、協議会や議会において議論いただくために作成したものでございます。新たな自治体として設置される特別区と、行政内部の組織として設置される総合区を単純に比較することはできませんけれども、これらのコストにつきましては庁舎整備の関係やシステム改修関係など、新たに発生すると現時点で想定し得る主な経費を対象として、それぞれ一定の条件を設定した上で試算したものでございます。

以上です。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

この大都市制度については、市民に判断を仰ぐということに当たっては非常に重要な事項になりますから、両素案においてはこの設置コストを示しているということで、そういう答弁でありました。それであれば、単純に比較すべきではないかと考えます。素案で示されているこの設置コストは庁舎の整備やシステムの改修であり、市民感覚からすると、特別区の設置に伴い発生するコストは一時的なものではないかと、このように勘違いされるおそれがあります。しかしながら、重要なのは経常的なコストの負担増にあります。特に人件費の増というのは今後増えていくのではないかと考えられますが、特別区素案に、特別区設置に伴って発生する人件費の増加が設置コストとして記載されていない。これは極めて大きな問題ではないかと。これは市民をミスリードしていくものであるというふう



に指摘をしておきたいと思います。

それで、市民をミスリードするというような観点から言いますと、庁舎整備に伴う起債の利息など、素案で明確に示されていないものがほかにもありまして、これは問題であるというふうに認識をいたしておりますが、今日はまずイニシャルコスト、それからランニングコスト、それから人件費の増のコストについてお聞きをいたしたいと思います。

この間、当協議会において、特別区、総合区について、それぞれの財政シミュレーションが示されております。財政シミュレーションの期間については、特別区は平成34年から平成48年の15年間、総合区は平成33年から平成48年の16年間というふうになってますので、そこで確認をいたしますが、特別区、総合区それぞれについてのイニシャルコスト、それから特別区の財政シミュレーションの期間である平成34年から平成48年の15年間のランニングコストの総額、同じく平成34年から平成48年の15年間の人件費増のコストの総額、これについて教えていただきたいと思います。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

イニシャルコスト及びランニングコストにつきまして、特別区は第9回法定協議会でお示しさせていただきました資料「特別区設置に伴うコスト」、総合区につきましては第2回法定協議会でお示しいたしました資料「総合区設置に伴うコスト」についてお答えいたします。

イニシャルコストにつきまして、システム改修経費、庁舎整備経費等として、特別区設置素案の建設案では、新庁舎建設経費も含み558億円、総合区素案では62.7億円となっております。ランニングコストにつきましては、特別区素案の建設案では、システム運用経費、民間ビル等賃借料、新庁舎維持管理経費等として年41億円とお示ししており、これにご指摘の15年分を乗じると615億円となります。総合区素案では、システム運用経費として年0.9億円とお示ししておりまして、これに同様に15年分を乗じると13.5億円となります。人件費に関しましては、特別区につきましては第14回法定協議会でお示した資料「特別区設置における財政シミュレーション」において、組織体制影響額の歳出増と歳出減を算出しております。このうち、ご指摘の体制整備増に伴う歳出増といたしましては、毎年21億円から26億円とお示ししており、平成34年度から平成48年度までの累積で350億円となります。総合区につきましては、おおむね現行職員総数の範囲内で体制整備を行うこととしているため、歳出増影響額はございません。

以上です。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

今ご答弁ありました設置コストですね、これを全て合計すると、特別区は1,523億円の

対して、総合区は76.2億円ということでありますから、特別区の設置コストは総合区の設置コストと比較して約20倍、驚くことに約20倍であります。いかに特別区の設置に莫大なコストがかかるかということが今おわかりになったのではないかと思います。職員数の議論や総合庁舎などの庁舎の議論、また庁舎整備に伴う起債利息など議論を深めていきますと、さらにこの差は拡大していくのではないかとすることは明らかにわかつて思います。

それでは続いて、財源活用可能額についてお聞きいたします。現在示されている財政シミュレーションにおいて、平成48年の財源活用可能額は幾らか。特別区と総合区とそれぞれについて教えていただきたいと思います。

(今井会長)

芦原課長。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

お答え申し上げます。

新たな自治体として設置される特別区と、行政内部の組織として設置される総合区を単純に比較することはできないわけですが、平成30年8月の第14回協議会でお示しいたしました特別区財政シミュレーションにおける平成48年度の特別区財政調整基金を含んだ財源活用可能額につきましては、ケース1の場合で1,371億円、ケース2の場合で2,912億円となっております。同時にお示ししました総合区の財政シミュレーションでは、ケース1の場合で2,565億円、ケース2の場合で4,503億円となっております。

以上でございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

資料の配付の許可をお願いします。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(土岐委員)

今配付していただいております資料は、今事務局から答弁をいただきましたそれぞれのコストです。それを一覧表にしたものでございます。設置コストは特別区が1,523億円、総合区は76億円ですから、20倍の差があると。それから、設置後の財源活用可能額、これ平成48年で見ますと、ケース1、ケース2とありますけど、これは交付税の関係で一部差が出ておりますが、今ご答弁では、ケース1の場合で特別区は1,371億円、それに対して総合区は2,565億円です。総合区のほうが2倍弱、約1,200億円多いこととなります。1世帯当たりでいきますと約8万8,000円。ケース2で見ますと、特別区は2,912億円に対して、総合区は4,503億円と、総合区のほうが約1.5倍、約1,600億円多いということになりますの

で、1世帯当たり見ますと約11万8,000円と、こういうことであります。

それで次に、大阪市を廃止する特別区制度と、大阪市を存続する総合区制度の大きな違いの1つとして一部事務組合というのがあります。一部事務組合。そこで、この一部事務組合についてお伺いをいたしたいと思いますが、会長、その前に資料の配付の許可をお願いいたします。

(今井会長)

追加の資料ですか。

(土岐委員)

はい。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(土岐委員)

追加の資料としましては、平成25年10月30日の資料でございます。これは前回住民投票で否決されたときの法定協議会の第8回協議会で示された資料であります。この資料において、色塗りをしておりますけれども、2番、3番、4番とあって、省庁の質問、意見が出ております。この資料で総務省のところに網かけをいたしております。総務省の見解としては、新たに設置される特別区が一部事務組合等への加入や新規の設立をするか否かについては、特別区が設置されてから、特別区自身が判断をするというのが法の趣旨から自然な考え方であると、こういうふうに認識しているということで、そういうことが記載されてるわけですね。総務省の見解としては、一部事務組合等への加入については、新規の設立をするか否かについては、特別区が設置されてから、特別区自身が判断すると。これが法の趣旨から考えると自然な流れであると、こういうふうに言ってるわけです。この総務省の考え方というのは、私これは極めて当然だというふうに思います。しかしながら、この特別区素案においては、それぞれの特別区において特別区長と特別区議会議員が存在しない特別区の設置の日に、全ての特別区を構成団体とする一部事務組合を設置するとされています。一体どういう手法で一部事務組合を設置することとしているのかお聞きをいたします。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

委員ご指摘のどういう手法で一組を設置するのかということでございますが、大阪の特別区において一部事務組合を設置する場合には、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第13条の規定に基づきまして、各特別区長の職務執行者となります大阪市長が、特別区設置の日に専決処分を行い、規約を定め、大阪府知事の許可を受けて設置する

こととなります。

なお、本件につきましては、まさに特別区設置の日に一部事務組合が設置できるよう、この手続で問題がないか総務省へ確認してございまして、特段の支障はないという回答を得ているところでございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

特別区設置の日に一部事務組合を設置できるよう、この手続で問題ないかどうか、これは総務省へ確認しておいて、特段の支障はないと、こういう回答を得ているということでもありますけれども、総務省は、先ほど配付いたしました、新たに設置される特別区が一部事務組合等への加入や新規の設立をするか否かについては、特別区が設置されてから、特別区自身が判断するというのが法の趣旨から自然な考え方という、この認識を変更したわけですね。それとも、法の趣旨からすると不自然やけれども、違法までとは言えないから、それでやりましょうと、こういうことなんでしょうかね。この点については、時間の関係もありますので本日はこれ以上追及いたしません、普通に考えると、この配付資料にもありますように、法の趣旨からすると極めて不自然だというふうに言わなければならないというふうに思います。

それでお聞きしますけれども、特別区設置の日に、大阪市長であった方が4つの特別区長の職務執行者として専決処分を行って、協議によって規約を定め、大阪府知事の許可を受けるということであります。それでは、地方自治法上、一部事務組合の規約にはどのような事項を載せなければならないのかお聞きいたします。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

一部事務組合の規約でございまして、地方自治法第287条に規定されてございまして、まず1点、一部事務組合の名称、それから2点目としまして一部事務組合の構成団体、3点目としまして一部事務組合の共同処理する事務、それと4点目で一部事務組合の事務所の位置、それから一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法、そして一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法、最後に一部事務組合の経費の支弁の方法、これらの規定を設けなければならないとされているところでございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

今ご答弁いただきましたけれども、地方自治法上、この一部事務組合の規約に定めなけ

ればならない事項というのは、今お聞きいただいたようにたくさんあるわけです。その中には、一番最後におっしゃいましたが、一部事務組合の経費の負担の方法。経費の負担です。これも定めなければならない、このようになっているということでもあります。それぞれの特別区は1つの独立した地方自治体になるわけですね。これまで何度も指摘してきましたが、4つの特別区が1つのチーム特別区ではないわけです。それぞれ別々の地方自治体になるわけですから、チーム特別区にはなりません。また、それぞれの特別区において一部事務組合の経費の負担がどうなるのかというのは、特別区の財政に極めて大きな影響を与える可能性があります。住民サービスとの負担の観点からも、ここは非常に重要な要素ではないかというふうに思いますけれども、この点については特別区素案ではどのように記載されていますか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

特別区から構成されます一部事務組合におきましては、各特別区の分担金等によりまして運営していくこととなりますけれども、負担割合などの具体的な内容につきましては、特別区の設置準備期間中に検討することになるものと考えてございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

一部事務組合の経費の負担ですね、これは特別区の財政への影響、住民サービスと負担の観点からは、先ほども申し上げましたように非常に重要な要素であります。しかしながら、現時点ではそこは何も決まっていないということですね。普通に考えると、一部事務組合の経費を4つの特別区でどのように負担するかという問題は、受けているサービスの内容の割に負担が大きいとかで、特別区間の利害対立が生じやすくなりますから、その調整は一筋縄ではいかないのではないかというふうに考えます。だからこそ、先ほど配付した資料にもあるように、総務省は、新たに設置される特別区が一部事務組合等への加入や新規の設立をするか否かについては、特別区が設置されてから特別区自身が判断するというのが、法の趣旨から自然な考え方であるというふうに認識しているのではないかというふうに、私もそのように思います。特に、一度この一部事務組合が設置されますと、容易にこの組合から脱退することはできません。そういう仕組みであります。当然、その設置に当たっては議会の判断を求めるべきであるというふうに思います。

少し角度を変えてお聞きしたいと思いますけれども、例えば法律行為、別に法律の専門家ではありませんけれども、例えば法律行為を行う際に、1人の人間が当事者双方の代理人となることはできないというふうになっていると思います。いわゆる双方代理の禁止という規定があります。これは民法第108条に規定されているということでもありますけれども、これは例えばAとBの方が土地の売買契約をする際に、AとB以外のCが、AとBの双方

の代理人を兼ねてしまうと、AとBどちらかの利益を優先することにより、他方が不当な不利益を被ってしまう危険性をあらかじめ回避しようというふうになっている趣旨であります。

先ほど指摘しましたけれども、現在の特別区素案では、特別区設置の日に大阪市長が4つの特別区の職務執行者として、4人の特別区長にかわって専決処分を行い、大阪市長が4つの立場で協議し、規約を定めるというものであります。これはまさに特別区設置直前の大阪市長に全てを白紙委任してるのと全く同じではないかというふうに思います。そうであれば、職務執行者である大阪市長が本当にそれぞれの特別区の利益を公平に、あるいは適正に反映することができるのかどうかと。いずれかの特別区の利益を害しているということも十分想定されるのではないかというふうに思います。

市長は、その場合どういう基準で4つの特別区の負担、あるいは負担割合を定めていくことになるのかということでもあります。また、先ほど申しあげました民法が規定するいわゆる双方代理の禁止の規定がそのまま適用されるかどうかというのはわかりませんが、1人の者が、人格の異なる他の4人の区長の利益を独断で調整することになると、こういうふうに考えますと、特別区素案における一部事務組合の制度設計は、双方代理と同じような考え方で進められているのではないかというふうに思います。特別区素案における一部事務組合の制度設計に当たっては、この問題点、いわゆる市長が4つの自治体の利益を独断で調整することになるという問題、これについてはどのような検討がされてきたのでしょうか。お伺いいたします。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令、先ほど申しあげました政令ですけれども、第13条第1項によりまして、特別区の区長が選挙されるまでの間は、職務執行者である元大阪市長が、今の設計案の場合は4区の職務を行うことと規定されてございます。一部事務組合の設置につきましては、職務執行者が地方自治法の規定に基づきまして手続を行うことで、総務省に問題がない旨確認済みでございますため、特段、委員ご指摘の双方代理の禁止についての検討は行ってございません。一部事務組合における特別区の負担割合等につきましては、各区の事業量の割合や人口割合などを踏まえまして、特別区の設置準備期間中に検討し、規約案に定めることとなります。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

このように、特別区設置時においてこの一部事務組合をつくると、特別区議会の意思、すなわち住民の意思が全く反映されてないまま一部事務組合が設立される。そして、そのため、先ほど配付しました総務省の認識とは異なって、いわゆる専決処分という極めてイ

レギュラーな対応が必要であると。また、市長が複数の自治体の意思を独断で決めるという観点から、これは非常に疑義があるというふうに考えられます。さらには、この間の大阪市の大都市・税財政特別委員会などで議論があったように、一度つくと実質的には脱退が非常に困難で、将来の特別区の意思を勝手に拘束してしまうことになる。こういうことから考えますと、私どもとしては、特別区設置時において一部事務組合を設置するべきではなくて、基本的にはそれぞれの特別区の事務とするべきであると、こういう主張があります。百歩譲って、特別区域内で一体性や公平性、専門性が必要だとしても、特別区設置時に一部事務組合をつくる必要があるのかどうか、この点については引き続きお聞きをしていきたいと思えます。

特別区素案の事務の14、それから一組の2、この素案の中において、一部事務組合に移管する事務の考え方、これはどのように記載されていますか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

一部事務組合に関する事務の考え方ということでございますけれども、素案では、特別区が行う事務は各特別区において実施することが原則であるが、専門性の確保が特に必要なものや、サービスの実施に当たり公平性、効率性を特に確保する必要がある事務の一部に限り、一部事務組合の設置等により特別区が共同して事務を実施することとしてございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

それでは、特別区素案事務の16の中で、大阪府に移管する事務の考え方、これはどのように記載されていますか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

素案では、大阪府は特別区を包括する新たな広域自治体として、一部住民に身近な事務を除き、都道府県、政令指定都市の権限に係る事務や、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心にかかわる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備等に関する事務を実施することとしてございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

それでは、この特別区素案において、大阪府に移管する事務の考え方と、それから一部事務組合に移管する事務の考え方、これに違いがあるのかどうか。違いがあるのかどうかです。いいですか。大阪府に移管する事務の考え方と、それから一部事務組合に移管する事務の考え方、これに違いがあるのかどうか。違いがあるのであれば、どのような違いがあるのでしょうか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

一部事務組合の事務は、ちょっと先ほどの答弁と重複するところもございますけれども、まず特別区が実施する事務であって、そのうち公平性や効率性、専門性の確保が特に重要と考えている事務でございます。特別区が実施する事務は、住民に身近な事務として基礎自治体が実施すべき事務でありますので、大阪府が実施する広域的な性格、先ほど申し上げました広域的な性格の事務とは異なるものでございます。

(今井会長)

土岐委員。

(土岐委員)

今のお答えですけれども、一部事務組合に移管する事務と大阪府に移管する事務は、性格が異なると。性格が異なると。こういう答弁です。重要なので、ここは再度確認しますけれども、今の答弁を聞きますと、一部事務組合に移管する事務は基礎自治体が実施すべき事務。一部事務組合に移管する事務は基礎自治体が実施すべき事務。大阪府に移管する広域的な性格の事務は、基礎自治体ではなくて広域自治体が実施すると、そういう事務であるというふうに確認しましたけれども、それで間違いありませんか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

委員お示しのとおり、一部事務組合の事務はそもそも住民に身近な事務であるということで、基礎自治体の事務というものでございまして、そのうち公平性、効率性、専門性の確保が特に重要と考えたものについて、一部事務組合の事務にしたということで、そもそも広域的な性格の事務である大阪府が実施するというふうに仕分けた事務と異なるものでございます。

(今井会長)



土岐委員に申し上げます。申し合わせの時間を既に超過しております。協議会の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(花谷委員)

次回に、まわしてください。

(土岐委員)

じゃあ。まだ、だいぶ、ちょっとあるんです。

(今井会長)

だいぶんあんの。

(土岐委員)

はい。ええと。そうやな、どうしようかな。ええと、じゃあ、時間がないということありますので、今の答弁を整理しますと、問題点だけ今日は指摘してそこで終わるようにしますが、いわゆる一部事務組合の事務は基礎の事務だと、こういうことですね。大阪府の事務は大阪全体の事務やから、これは広域の事務と。これよろしいですね。局長、それでよろしいですな。広域と基礎の役割分担を行ってるということでありました。次に、それぞれの事務にいずれの財源が充てられているのかを見てみますと、特別区素案では、一部事務組合の事務については4つの特別区からの負担金が充てられる。大阪府の事務については財政調整財源が充てられると。このように、事務の考え方は広域と基礎の役割分担を行っているにもかかわらず、財源については広域と基礎の役割分担を徹底してない。どちらも基礎事務に充てるべき財源がそこへ持っていかれてるわけです。そういう点では同じであります。このことについては、今日は時間がありませんので次回以降にまた継続してさせていただきたいと思っておりますけれども、非常に重要なポイントでありますので、これからもしっかりと議論を尽くしていきたいと思っております。

時間がオーバーしまして申しわけありません。以上で終わります。

(今井会長)

次に、共産、山中委員、お願いいたします。

(山中委員)

私たちは何度も申し上げますとおり、既に結論は出ているというふうに思いますし、この間の運営のあり方、市民不在の密約騒ぎや辞職出直し選挙の振りかざしなどに鑑みても、もう不毛な議論は打ち切るべきだと考えます。したがって、質疑は結構です。

(今井会長)

ありがとうございます。

引き続きここからはお手元に配付いたしております資料をもとに委員間協議に進みたいと思っております。

まず、資料1-1をご覧くださいと思います。

これまで本協議会では、特別区素案や参考資料の議論のたたき台として特別区設置協定書作成に必要な協議が進められてきました。この資料は、今後、協定書の具体的な作成準備を進めるに当たり、それぞれの項目についての方向性を確認しておく必要があることから、特別区素案における各項目をもとに、法定協議会での議論や国との調整状況などを考慮しながら、私のほうで整理したものであります。

本日は、本資料に記載している項目ごとに、まず素案の変更などのご意見がないかをお伺いし、その後、各項目の方向性について委員間で議論していただく形で進めたいと思います。本日いただいた議論については私のほうで整理をして、皆さんに方向性をご確認いただいた上で、協定書案の作成を行いたいと思います。

本日の協議で項目ごとに方向性を決めるようなことはありません。よろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に、これまで委員間協議を行っていない区の名称、本庁舎の位置、議員定数について、区割りとおわせご協議いただきたいと思います。

前後して大変申しわけございませんが、資料1-2をご覧くださいと思います。

特別区の名称・区域、本庁舎の位置ということで、本資料の上段に特別区の名称・区域、本庁舎の位置として4つの特別区を設置と記載しております。特別区素案でお示しした区割りのうち、議論を進めるためのベースとした4区B案をもとに、追加でお示しをした特別区の名称と本庁舎の位置を記載させていただいております。

なお、これまでの協議の中では、区の名称については、東西区は淀川区へ、南区は天王寺区に変更との提案がございましたが、これらの項目について、このほかに具体的なまずはお意見ございますでしょうか。ないですか。

わかりました。それでは、ご意見がないようですので、この項目の取りまとめの方向性について、次に委員間でご協議いただきたいと思います。この項目に関し、ご意見や他の委員にお聞きになりたいことなどがありましたらご発言を願いたいと思います。委員間でのご意見交換ということになります。何かありますか。

藤田委員。

(藤田委員)

藤田です。よろしくお願ひします。

我が会派からは、区の名称についてこの紙に記載のとおり東西区を淀川区に、南区は天王寺区にということで、協議会の中でご提案をさせていただきました。その際には、我々の会派の徳田委員のほうから理由についても詳しく説明されておりますが、念のためここでもう一度復唱させていただきたいと思います。

まず、淀川区についてなんですが、こちらに関しては東西区という名前が素案では示されておりますが、非常に地理的にも東なのか西なのかわかりにくいということで、たくさんのご意見をいただいております。これは我々議員の肌感覚だけではなくて、2,500人以上をターゲットとしましてきめ細かく電話調査を行いまして、区民の皆様にもご意見を聞いてます。その結果、ちょっと省略しますけれども、トータルで含めまして7割以上の市民の方が、東西区よりも淀川区が望ましいというふうにご回答いただいております。

続きまして、天王寺区についてなんですが、これも同じく、経過ははしよりますけれども、また議事録をご確認いただければと思いますが、同じく市民の皆様にもきめ細かく調査を行ったところ、2,700人に電話調査、そして1,000の方にインターネット調査、3,700名の調査をしましたところ、天王寺区、阿倍野区、生野区、東住吉区、平野区の全てにおいて半数以上の市民の方が、南区よりも天王寺区のほうが望ましいというご回答でした。そして、全市トータルでも約7割の方が南区よりも天王寺区が望ましいというご回答でしたので、ここはやはり市民の意見を尊重してこういう名称にすべきと考えますが、他会派の皆様、そして特にやっぱり我々協定書の作成に前向きになっていただきたいと思っておりますので、公明党の皆様にお伺いしたいんですが、この名称について異論ございますでしょうか。

(今井会長)

どうぞ。土岐委員。

(土岐委員)

淀川区と天王寺区にそれぞれ名称変更すると。これはアンケート調査をされたということですか。どれだけされはった。なんぼて言うてはりました。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

すみません、もう一度申し上げます。淀川区につきましては2,500人以上を対象として電話調査を行っております。そして、天王寺区については電話調査が2,700名、インターネット調査が1,000名を超える方というふうに調査を行っております。サンプル数としては十分なものと……。

(今井会長)

ちょっとできるだけゆっくり言って。

(藤田委員)

はい。

(土岐委員)

北区と中央区のアンケート調査はどうなってますか。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

北区、中央区については、名称変更を提案しておりませんので、調査は行っておりませんが、全市を含めた結果ですね、今お尋ねの趣旨は、北区、中央区の方が、南区を天王寺区と変える、東西区を淀川区と変えることについて、北区、中央区の方がどう思ってるのかという質問のご趣旨だと思いますが、全市トータルの集計でも7割以上の方が変更に賛成という結果を得ております。

(今井会長)

ほかございませんか。

(土岐委員)

もともと名称の議論は今までやってませんでしたので、名称というのは非常に重要な部分だろうとは認識はしておりますが、そもそも事務方で最初、東西区とか北区、中央区、南区と、こういうふうにあがってきた経緯をお聞かせいただけませんか。局長。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

名称は協議会で、第何回かというのはすぐ出てまいりませんが、そのときに東西南北というのが基本であるということで提案させてもらったわけですが、東西南北中央と。ただやはり淀川以北の部分についてはなかなか位置関係も難しいというところで、30年4月6日に資料として出させていただいた部分ですが、名称案につきましては、特別区は現行政区の区域を超えて形成されていることから、より包括的なものとする。できるだけ住民に親しくわかりやすいものになるよう極力簡素なものにするということから、他都市の分析におきまして、名前をつけてる要素としまして、方角・位置に由来するもの、あるいは地名に由来するもの、地勢に由来するもの、古典その他に由来するものというものを調べまして、今回の名称案につきましては、より他都市でも多く使用されてる方角・位置を基本とし、名前を検討いたしました。その結果、淀川以北のところは東西に伸びてる地域ということで東西区、その他、淀川以南のところにつきましては大阪城を中心にして、北側が北区、大阪城の入ってるところが中央区、その南側については南区としたところでございます。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

関連でいいですか。

このアンケートはなぜ東西区と淀川区の二択であったのかということと、あと此花区や福島区、港区の区民の方々は、二択のアンケートに対してどういう反応があったかというのをちょっとお聞きしたい。

(今井会長)  
守島委員。

(守島委員)

あくまでアンケート自体は大阪維新の会の会派としてやったことですので、もともと東西区と南区に関してだけアンケートをやったことに関して、大阪維新の会として市民から疑問の声があったり対案の声が聞こえる中で、僕たちの中で提案して東西区と淀川区どちらがいいですかということは、港区の方にも此花区の方にも聞いています。同様に南区に関して、議員の会派の中での提案であったり支援者からの提案があった上で、南区と東西区という2つをバータにかけて、あくまで大阪維新の会の会派としてやっていることなので、一定どの区でどういう名称で聞かせていただくかというのを限定させていただきました。それ以上にいろんな区の名称を全て求めるといっても、統計的にどちらが正しいという結論は出ないので、一定限定させていただいております。

(今井会長)  
藤田委員。

(藤田委員)

すみません、あわせて逆にお尋ねしたいんですが、我々としては、一番有力な名前として淀川区、天王寺区という地政学的にもなじみがある名前ということでご提案を、アンケート調査に先立って、一般に我々顔の見える市民の方にヒアリングをさせていただいて、それがいいだろうということで、実際にじゃあサンプル数500以上とって、大体市民の方はどう思ってるかということアンケートをとらせていただいたんですが、もうこの協議会が始まって1年以上経過する中で、その2案以外にもっといい案があったんじゃないかということをおっしゃられるなら、ぜひそういう案を出していただいて、独自にアンケートをとっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(今井会長)  
山田委員。

(山田委員)

今この場ですぐ案を持ち合わせてるというわけではないんですけれども、先ほど守島委員がおっしゃった2つ、二択というのはわかったんですけれども、もう1点、電話アンケートということやったんですけれども、どういう抽出であったかというのを教えていただけますか。

(今井会長)  
藤田委員。

(藤田委員)

ちょっと調査の詳細までは、4月のことなので記憶薄いんですが、RDD調査といって、プッシュダイヤルでどちらがいいかというふうに押しもらう。もちろん区の名称一問で終わりではなくて、その理由についても問うというようなものであったと記憶しています。

(山田委員)

わかりました。ありがとうございます。ちょうど今藤田委員がお答えいただいて、港区選出ということなんですけれども、淀川区ということを知ったときに、実際、港区、この区割りを見たときに、淀川区と港区関係あるのかなという率直な疑問がちょっと出たんですけれども、その辺は、地元的とか、その辺は。数はおっしゃられたんですけれども、どのような反応でしたか。素朴な疑問です。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

素朴な疑問ありがとうございます。やはり淀川区と言われたときに、恐らく港区の方の第一感情的には、淀川は通ってないんじゃないかという反応であったと思うんですが、調査結果から見えてきましたのは、それであっても東西区よりはましだろうというような反応が主だったのではないかなと。私も同じ感覚ですし、北区の北側にありながら東西区というのは、東西線も大して通ってませんし、ちょっとなじまないんじゃないかなというふうに思っております。

(今井会長)

ほかご意見これについてありますか。ないですか。  
それでは、次の項目に進めさせていただきますが。  
どうぞ、八重樫委員。

(八重樫委員)

次の項目というのは。

(今井会長)

特別区の議会の議員定数。

(八重樫委員)

すみません、じゃ、その前に一言。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(八重樫委員)

今回、区割りがまだ決まってない段階で区名を決めるというのはいささかちょっと早いんじゃないかなというふうに思っております。そもそも区割りを見て、区の形が余りにもいびつな形になってるなど。やっぱり4区ということに限定すると、非常に形が不規則なというか、いびつなイメージがあるんですけれども、そもそもこれ4区はどういう考えから4つにしようと決まったのか、ちょっと事務局にお尋ねしたいと思います。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

前回の住民投票が5区で行ったということで、今回検討するに当たって選択肢として4区と6区を同時に検討しようということで知事、市長から指示を受けて検討を進めたわけですが、その結果、中核市並みの事務を特別区が担うという方針を継続した場合に、6区でそれを財政的に検証した場合に、かなり厳しくなるということで、今回は4区をベースにすべきじゃないかということで、最終、4区を基本としたということになってると思っております。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

どういう区割りになって、どういう区名になるかというのは、住民が一番知りたくて関心のあることだと思います。ですので、この4区というのは、これでもう、これ以外は考えないということでもいいんでしょうか。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

この4区という区割りについては、知事、市長案として今俎上に乗せていただいておりますので、ご説明いたします。

まず吉村市長と私とで一番考えるのは、財政的に6区と比べて4区のほうが、財政的に余裕が出ること。そして、この4区のそれぞれに拠点となるターミナル、これを確保して、都市のまちづくりの中でにぎわいの中心地をそれぞれが持つようにする、それと人口配分において大きな格差にならない、これを基本に事務方に指示をし、あとは各24区の線引きについて、その基本方針をもとに事務方に線を入れていただいたということでありまして。八重樫さんが今言われる、新しい、八重樫さんとして区割りをする上で、基本的な考え方があれば教えていただきたい。我々はやはり余り大きな人口格差にならない、それから6区と比べれば財政的に余裕が出る、それから各区に拠点となるエリアがある、こういう考

えで4区というものを考えました。八重樫さんがそれ以外にこういう新しい視点というのであれば、そこはまた委員の皆さんで議論されたいと思います。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

この区割りの形と、自分たちが、今大阪市民の皆さんが何区になるのかということは、住民の皆さんにとって極めて非常に関心の高い問題だというふうに思っております。ですので、これ4つに割る、もしくは区名を何にするということを、やはりある程度どこかで住民の皆さんにご意見を聞くということが必要なんじゃないかというふうに思います。これ、ここで、法定協議会で、一応代表として参加してるわけですけども、決定を最終的にするまでに一切住民のご意見を聞かないということでもいいのかどうか。この点についてどう考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

八重樫委員、これもう29年の6月から示されてる区割りです、4区B案で協議を進めようかと言いつつ始めてかなりの期間がたっておりまして、恐らく皆様が主張されるコストの話とかも既に4区B案に基づいて今まで議論が進んでおりまして、これを急に区割りも含めてという議論になると、僕らはちょっと根底から立ちどまってしまう話でございまして、4区B案の議論を進んでるという状況のもとで、ちょっと例えば懸念事項があるのであれば、それをお示しいただくという議論でないと、ちょっとこれは、僕ら膨大な時間を一緒に過ごしてきて、ちょっと議論がひっくり返ってしまう話かなと思いますので、そこはその前提の上で、先ほど知事おっしゃられたように修正や提案があればぜひそれはいただきたいと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

ちなみに、住民さんからの意見は、何回も市民さんに4区B案の話も配られておりまして、その間に、この区割りどうやという意見もそれぞれの委員の皆さんに届いているところかと思っておりますので、当然22回の議論の中でそれを踏まえた議論がされてるという前提でこれは協議を進めていくべきだと思っております。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

確かに4区B案で議論は進んでるんですけども、これで市民の皆さんが納得されてるというふうにはちょっと感じてなかったもので、これから最終決定をする前までに、今のお話ですと、もう一切住民の皆さんからのご意見は聞かないで決定するという事によ



しいんでしょうか。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

逆に、委員、住民の意見を聞くというのはどういうことを。それが多分住民投票、ゴールに結びついていくんですが、どういうことをイメージされてる。世論調査とかそういうことですか。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

普通、条例改正するとすれば、パブコメをとるとか、こういう形でいいのか、4つでいいのか、この辺のことは一旦何らかの形で意見を求めたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

去年の2月段階で維新の会から辻委員が区割り選定理由を意見開陳してくれています。その開陳文、僕も携わったので、そのときの感じをざくつと言うと、4つの区割り案が出されて、区割りの絞り込みをする段階に当たっては、区の数においても、維新側ですけど、独自の調査などで分析した結果、区の数をもって区割りの優劣が、市民がどちらが正しいというような有用なデータは出なかったということを意見開陳で既に発表しています。その上で、松井委員がおっしゃったように、財政規模であったり、まちの成り立ちとかターミナルとかを考えた上で、B案が適当ではないかということで維新の会としても意見開陳をしているので、市民の声を聞かなかったというわけではなく、区の数をもって有用なデータ、統計学上どちらが正しいというようなデータが出なかったということで、財政であったり拠点があるということで、4区B案を示しました。なので、市民の声を聞かずとか、何も経ずというわけではないので、そこはご理解いただいた上でこの間の議論が続いていると僕たちは思っています。すでに意見開陳しています。

(今井会長)

中村委員。

(中村委員)

ありがとうございます。今そういうお話がありました。ちょっとこれも1点素朴に思う

ことなので、もしわかれば教えていただきたいんですけども、今4区B案の東西区、これですけども、最近懸念してます防災上といいますかそういう視点で考えてみましたら、大阪湾もしくは非常に淀川に全て面しているような、そういう形になっておるといふふうに思います。そこで実際に防災上の視点からというのは大丈夫なのかどうなのかという素朴な疑問があるのが1つと、それとあと、先ほど山田委員が言いましたけれども、ちょっと港区が離れてしまっているという、地域的にもありますので、一応これ仮に本庁舎の位置が淀川区役所ということになってますけれども、いざ災害が起きたときに、実際に淀川を越えて間断なくしっかりとそういうことも当然支援をしていかなければならないような仕組みになってくるんですけども、そのことについて何か少し意見あれば教えてください。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

率直に申し上げて非常に不思議な議論かなというふうに思っております。というのは、今まさに大阪市役所がこの中之島にありまして、そういう事態が起こったときには淀川区、東淀川区、西淀川区には淀川を越えて支援をしていかなければならないということですので、何ら今と変わらないということです。また、あわせて言うならば、そういう津波だとか広域防災のことについては、広域が一元化されることによって今より強化されるというふうに思ってますので、今よりはるかにいいシステムかなというふうに思っております。

(今井会長)

中村委員。

(中村委員)

今そういうお話でありましたけれども、実際これ特別区の中で、例えば実際災害が起きたときに、例えば特別区の中で災害対策本部ということも位置づけられるんでしょうか。どうでしょうか。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

それは各特別区役所のほうで設置されると思います。もちろん広域のほうで全体の災害対策、そこと連携していくということになろうかと思えます。災害に関して、湾岸エリアは常にももちろんリスクは、別にどういう区割りになろうと持ってるわけでございまして、どう区切ればそのリスクが減るのかという議論も必要かなと思えますし、僕は南海トラフの最新のデータを見ても、淀川区役所が特段至急めちゃくちゃ危ないという、直ちにどけるべきとかそんな議論にはならないと思えますし、現行の区割りで災害上、有事の際も何

ら問題があるとは思えません。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

防災上の観点からしても、区長会で4区A案と6区B案が出たときに、それぞれ東淀川と淀川をくっつけるというときに、地政学上も淀川一体のほうがいいんじゃないかということが出た上でこの案が出てたと思います。その上で、さっき横山委員からあったように、南海トラフの被害想定も、淀川はちょうど区役所あたりまでが浸水地域なので、東淀川は浸水予定地域に入ってなかったです。そういったことも含めて、淀川一帯やから危険性が一緒に増すとかそういうわけではないし、それがどこから紐ついている話なのか、僕らわかりません。逆に、湾岸地域一体で区割りしたら全部浸水するみたいなデマも前回流れてたので、そういったことにも対応してるので、この区割りをもってリスクが上がるというような有効なデータって逆にあるのか教えていただきたい。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今の質問なんですけど、例えば去年の大阪で起こりました、6月に起こりました北部地震、大阪市内も大きな被害を受けたわけなんですけど、市内の中でも被害の状況は大きく変わりましたよね。北区は非常に被害が大きかったし、逆にいうと、南のほうへ行くとそれほどの被害がなかったと。今度は被害の大きなところに集中して対策をできる首長がいてるわけですから。そして広域は今までと同じです。大阪府が全体を見ながら防災対策をやる。今は、吉村市長は大阪市内の北から南、東から西、全て、被害状況が違っても全て吉村市長一人に対応するわけですから。トップとして。この中にそれぞれ区域を分けて4人対応する人ができるということは、これは人員配置的にも防災上機能を強化したということになると思います。

(今井会長)

吉村委員。

(吉村委員)

今ちょっと、その北部の話が出ましたので、これは実際に僕が体験した経験からも少し話をさせていただきたいと思います。

北部の地震が起きたときに、これは大阪市長とすれば災害対策本部を立ち上げて、そして市長が災害対策本部長になります。そして市内全域を見ると。当然です。これをやるようになります。震災が発生したときに、まずその震度、それから被害の状況、これを把握していくわけですが、先ほど知事からもありましたが、いわゆる大阪北部のエリア

と大阪市内の南部のエリア、これはやはり状況が大きく違ってました。そのときに、例えば学校を休校させるという判断をするときも、これはやはり即時に判断しなきゃいけませんから。まず命を守るのが大事なので。僕は全校休校という判断をしました。ただ、これは、振り返ってみればですけども、もしこれが4つの特別区で、それぞれ4人の区長がおり、そして4つの対策本部が立ち上がり、そして自分の身近な地域での判断があれば、ひょっとしたら違う判断があったかもしれない。これは結果論ですけども。そういった意味で、災害対策というのを見るときも、大きな災害はもちろん知事が見るわけですけども、地元でどういうことが起きてるのかということをよりきめ細やかに見ていくという意味では、災害対策上も身近に判断できるという仕組みで、僕は強化されるんじゃないかなというふうに思います。

(今井会長)

ほかご意見ございませんか。

八重樫委員。

(八重樫委員)

今回、区割り、区域、区名を議論するのは初めてだと思いますので、素朴な疑問をぶつけてるんですけども、例えば今の区割りで東西区が一番人口が少ない。50万ぐらい。北区が75万。ここに15万の格差があるんですね。人口を同じにするように多分区割りはされたと思うんですけども、例えばそのときに、ここに15万の差があると。例えば福島区をなぜ東西区じゃなくて北区にしたのか。例えば東西区を淀川区にしようということであれば、港区を東西区になぜしたのか。この辺の議論というか考え方は何かあったんでしょうか。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

大阪維新の会の中での話し合いはもちろんありました。その中で、まず行政側が出してる素案の中から僕たちはこのどれが適切かという案を選んで、淀川の一体性、福島と北区に関しては中之島の一体性ということで、こちらのほうがベターなんじゃないかという話があります。八重樫委員が、人口のバランスとかを含めて福島を東西区、淀川区にくっつけるであったり、港区を中央区にというような意見がもしあるのであれば、それこそ委員間協議で決めていくことだと思っていますので、僕たちは、素案から違う提案をすると議論がまた複雑になるので、素案の中からこれを選択して提案しているというか、それに賛成するという意見開陳をただけです。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

八重樫委員が言われるようにいろんな区割りのパターンあると思うんですけども、これは区割りに100点満点、全員が、100人が100人とも納得する案はないと思います。というのも、これは行政の範囲の話なので、その区割りをしたからといってそこに壁ができるわけでも何でもありません。そこに壁をつくるわけじゃないので。行政の範囲として、1つの考え方の中で、まず拠点となるエリアがあること。それから、できるだけ人口格差が、今八重樫委員からは15万人違うということですけども、人口の格差をできるだけ縮めることができるようにすること。ですから、区割りについてどこどこをひっつけようという話、これはそもそも100点はないわけですから、大きな行政のエリアを決めるときは、やはり大きな決めるためのポイント、これを明らかにして、やっぱり線引きをしていくべきではないかなと思います。

先ほど福島区の話は、まさにうめきたというエリアは、これは北区と福島区を行政のエリアとして線引きをすると、うめきたという全体の都市開発に対してちょっと複雑になるのではないかということで、福島区を北区と一緒にしたということです。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

先ほど淀川区の区名を提案されるときに、区名のアンケートをとったというふうにおっしゃってましたけれども、例えば港区の方は淀川区でもいいというふうな状況やったか、そこだけちょっと教えていただいてもよろしいですか。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

結果としては、ちょっと私もうろ覚えなんですけど、ほぼ拮抗していたかなというふうに思ってます。印象としては私も思ったより、淀川区というものに対してもっと反発があるのかなと思ったら、やっぱり東西区よりはよいという。私も地元卒業した中学校の校歌にも淀川と入ってますし、淀川というものに対して大阪市民として親和性、愛着はあるのかなというふうな印象を持っています。

(今井会長)

いいですか。

松井委員。

(松井委員)

区割りにも関係するので、先ほどの土岐委員の事務方協議の中で出ました一部事務組合の考え方について、土岐委員にちょっとご質問をさせてもらいたいんですけど、我々は

この素案をつくる段階で、これは吉村市長と話をし、現在大阪市民が受けているサービス。これに対して、市民一人当たりの負担。これはもちろんサービスには負担はあるわけですから。その市民一人当たりの負担をできる限り余り大きな格差にならないようにという考えのもと、一部事務組合というものをこの大都市制度に、特別区同士の一部事務組合というものを大都市制度に入れ込んでおります。土岐委員が言われるように、まさに各特別区が設置されてから、設置されるまでは特別区の区側に権限を渡しておくべきやという話あるんですけど、それになりますと、今現在大阪市民が受けている一部事務組合が担うサービスについて、その負担が、格差が出てしまいます。格差が。ですから、この格差をできるだけ平準化するというのが一部事務組合の考え方で、その格差をよしとしてでもこの一部事務組合の事業を特別区が持つべきだとお考えなのかどうかを聞かせていただきたい。

(今井会長)  
土岐委員。

(土岐委員)

一部事務組合の議論については、前回からもやってますけれども、やはり手法としては、広域を一元化してやっていくということはわからんことはないですけれども、やはりこれは新たな特別区ができてから本来はやるべきだろうと。だから仕組みをもっと考えるべきだと思うんですよ。だからそこは知事もおっしゃったように委員間討論でこれから議論していきましょうということですから、まずは今日の段階では、私は事務方へまずは確認をした上で、今日は一部事務組合の議論の項目を話し合いするわけではありませぬので、これは今後の議論でまたしっかりやっていきたいと思っております。いろんな考えはあってもいいと思っております。

(今井会長)  
ほか、ないですか。  
吉村委員。

(吉村委員)

八重樫委員から、市民に意見を聞くべきじゃないかという話がありました。これについては、確かに条例ではパブリックコメントをして、そして条例を議会で議決して最終決定するということがありますけれども、いわゆる大都市法に基づく手続というのがあって、それは最終的には市民に聞くという手続になります。大事なことは、区割りについては、これは10人いれば10人いろんなさまざまな議論出てくると思います。じゃ、誰がそれを判断するのかというときに、やはり大阪市民全員が出てくるわけにはいきませぬから。そして多数決をとるわけにもいきませぬので。となれば、これは選挙で選ばれてる政治家がこれについて考え方を示していく。最終的にはそれが採用か採用じゃないかというのは市民の皆さんの判断ですけれども、選挙で選ばれてるという意味をやっぴりもっと重く受けとめるべきなんじゃないのかなというふうに思います。維新の会はそれを踏まえた上で、自

分たちの判断の前提として、自分たちの費用で府民の皆さんにアンケートをとったんだと思いますけれども、ここに出てきてるのは学者でもなければ専門家でもないわけです。選挙で選ばれたいわゆる代表が出てきてるわけですから、ここで決めていく。それが、案としては決めていく。それが筋なんじゃないのかなというふうに思います。

(今井会長)  
八重樫委員。

(八重樫委員)

当然最後は決定するのは代表で選ばれた我々議員だというふうには思いますけれども、この4区案がこういう形になって、今こういう区名で議論が進んでるということであれば、時期的にも一度聞かれたほうがいいのかというふうに素朴に思いましたので、ご提案させていただいたということと、当然、パブコメ制度があるわけですから、それもしないで最終案を決定していくということについては、なかなか責任が重いなというふうに思っています。北区とか中央区はこれでいいのかもかもしれませんけれども、中央区という名前でありながら全然中央にはないというか、東南みたいな形になってますしね。これはちょっと名前が変わるということも踏まえて意見を聞かれたらどうかなと素朴に思っただけなので、必ずしもとかそういうことではないんですけど、ここで決めて、これで住民の最終判断を委ねる案として最終決定する前に、何か方法はないんだろうかというふうに思っただけでございます。

(今井会長)  
松井委員。

(松井委員)

これは法定協議書をつくり上げた後、議会でご審議いただいて、その折にパブリックコメントはとりますから。今この協議会の中では、協議書ということであれば、先ほど吉村市長が言うように、10人が10人ともいろんな意見がありますので、これはまずそれぞれの委員の中で、4区のA案なのかB案なのか。6区は財政的に厳しいという判断を我々してしますので、やっぱり4区B案という考え方、先ほど申し上げた考え方について、100点満点はないんですけど、よしとできるかどうかはぜひ皆さんのお考えを聞きたいと思います。

(今井会長)  
ほか、もう意見無ければ。  
山田委員。

(山田委員)

今の知事の意見にというわけではないですけれども。今回の区割りなんですけれども、当初、試案が4つ出て、今知事がおっしゃったように財政的なこととかも踏まえて今の4区B案という形、これはこれで一つあれなんですけれども。先ほど事務局質疑の中で、

我々は総合区という話はもちろん議論させてもうてるんですけども、基礎自治体として人口70万になってるといこと自体をどう評価されてるのかなというのが素朴な疑問でありまして、70万人を超えるような中核市以下の自治体をつくるのがどうなのかということがまず1つと、設置される特別区というのは、例えば先ほどから出てる東西区であれば熊本市とか相模原市という政令指定都市と同規模のクラス。先ほど松井知事がおっしゃったように財政的なことも考えてつくと、こういった区割りとしてはいびつな形にならざるを得なかったということなんですよね。それを何か、私は今から根底からひっくり返せとかどうのこうの言ってるわけじゃないんですけども、だから一般論として、もともと中核市並みの自治体をつくるということでもありますので、例えば財政状況を考慮しなければ適正な人口規模というのはどれくらいになるというふうに考えられていたのか。当初こういった議論がスタートしたときには、25万、30万というのが適正規模ということで過去には議論がスタートしたと思いますので、いろんな変遷があるんですけども、ちょっとその辺が、やはり70万規模の、政令指定都市になってもおかしくない規模ですので、その辺がどうなのかなというのがありまして。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

基礎自治体の規模として一番住民の民意が届きやすいのは、小さければ小さいほど届きやすいのは当然であります。顔の見える距離でありますから。住民と。ただ、ここで我々の考え方の1つとしては、70万人規模というのは東京都にもありますし、それから270万の首長一人という形よりは、より住民に近づくと。これ、よりニア・イズ・ベターという形でこういう区割りをしました。それから、区割りもいびつと言われますけど、東京都23区の区割りは縦横線で全部引いたわけではありませんから。いびつと言われても、別にそこに線引きがあって壁があるわけじゃないのでね。

(山田委員)

ここまでではないと思いますけど。

(松井委員)

線引きがあって壁があるわけではないので、住民の皆さんは別に線を気にすることはありません。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

すみません、続きなんですけれども、恐らく山田委員の主張としては、270万政令市、70万が多いんじゃないかといったら、270万はどうなんだという話になるんですが、大阪



市は政令市だからよくて、中核市並みの権限になるから70万はだめだということになるのかと思うんですけども、もしそういう論調であれば、政令市のどの権限が広域に移管するので、どういう具体的な問題が起こるということを指摘していただかないと、議論が先に進まないかなというふうに思っています。

(今井会長)

いいですか。はい。

それでは、ご意見ございませんので。先ほどの藤田さんに対しても別にないですか。

それでは、次の項目に進みたいと思います。特別区の議会の議員定数について、素案では、協議会でご議論いただくため4つのケースを例に計算しているだけでございまして、まずは委員の皆様方からのご意見をいただきたいと思います。ご意見をお願いいたします。

藤田委員。

(藤田委員)

これも我々の会派の中でかなり議論積み上げまして、結論を得ました。我々の会派の結論としては、現行、大阪市議会、今定数変わりました次83名になりますが、この人数で一定住民の声を聞いて行政を行っているという前提において、この人数で運営できないというほかの論破するような根拠が見当たらなかったもので、この人数がまず妥当だろうということで結論を得ておりますので、ここで開陳させていただきます。

(今井会長)

ただいま藤田委員から意見提案がございました。この件に関して何かご意見ございますか。ないですか。

八重樫委員。

(八重樫委員)

極めて人口の割には議員の人数が少ないということはまぎれもない事実だと思います。例えば東京の特別区の(3)の案でいえば、今世田谷区だと人口が93万で定数が50というふうにされてるということからしても、60万の東西区の議員が18人と。これ18人といいますと、委員会が何個になるのかなと。普通、10人ぐらいで1つの委員会。世田谷区も5つ委員会があるというふうに聞いてますけれども、これぐらいの人口のさまざまな民意を吸い上げて委員会の中で深掘りして議論していくということが必要だと思うんですけども、これ2つしか委員会ができないということになりますね、18人ですと。これで60万人の人口のさまざまな民意を経て2つの委員会で運営していけるのか。その辺はどういうふうに議論されたのかお聞かせください。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

ありがとうございます。まず、委員会2つというふうに限定されておっしゃいますが、別に複数の委員会に所属しても構わないんじゃないのかなというふうに思ってます。現行でいえば、私、港区の選出ですが、当然所属委員会には平野区の問題であったり城東区の問題、旭区の問題、さまざま上がってまいります、これは特別区議会になりましたら権能の範囲外ということになって議題はかなり縮小されるというふうに考えておまして、別に1人の議員が1つの委員会にしか所属できないという発想にとらわれる必要はないかなと。逆に、そういうふうに議員の数が少ないとおっしゃるのであれば、今の大阪市議会の定数というのももっと大幅に増やせという論調なのかということをお伺いしたいです。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

基礎自治体として新たな区割りで新しい制度で運営をしていくということで、今よりもさまざまなニーズに沿って、住民の考えに沿って、もっと汲み上げて新しい行政をつくっていこうということであれば、議員の数も、普通一般に大体これぐらいの人口規模であればこれぐらいの議員数というのは大体あるわけですので、そういうことも踏まえれば、この人数というのは極めて人数が少ないですねと。その辺の議論はなかったのかなということをお聞きしてるんです。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

すみません、ちょっと大阪府議会と市議会の中で感覚がもしかしたら違うのかもわかりませんが、我々の中で、この人数で住民の意見が聞き取れないというような議論はほとんどなかったのかなと。もちろん当然我々今仕事を実際やってますし、先ほど区域の例でお話をしましたが、もっといけば広域業務についても、広域に移管するとさらに業務は減るわけなので、もっと議員は逆に減らせるんじゃないかという意見もありました。いろんな意見がある中で、やっぱり今現在この人数でやってるということを尊重して、この人数がいいんじゃないかというふうに言ってますので、八重樫委員がおっしゃるのであれば、逆に定数を幾つにすべきなのかというご意見を言っただけだと思います。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

やはり当然今大阪市の場合は86人ということで、スケールメリットが働いて、委員会の数もちゃんとつくれて、現状であると思うんです。これを分割するわけですから、分割し

たらやっぱりより多くの市民の声を聞いていくということと、大体日本で今行政の形というのはあるわけですから、それを踏まえたごく自然な数というのがあると思うんですね。それをここまで減らしていくということの説得力あるご意見がちょっと今聞けなかったので、せめて、普通、東京都の特別区ぐらいはいて、ある程度さまざまな角度から委員会もつくって議論していくということが必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

すみません。ありがとうございます。現行で基礎自治体の市会議員の皆さんは十分仕事をされて、それが別に特別区になって基礎自治体の業務が4つに分かれるわけじゃなくて、今やってる業務で地域で選出されてるという実態は変わらないわけですから、今十分できてるという状態から考えれば、83人という数は全然自然ですし、これは世論的に、僕の肌感覚なんですけど、余り議員を増やせという世論には余り感じておりませんで、事務が再編されて、密着の自治体が誕生したとしても、人数を増やせというような世論は少なくとも余り感じませんし、そういう案を世の中に出していくというのは余りどうかと思っております。ですので、今も十分やれてるこの数字で行くべきやと思っております。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

まず前提として、今の地方議員って多い、多過ぎるんじゃないかというのは大前提として維新の会の考え方としてはあります。先ほど藤田委員、横山委員から言われたように、住民自治として住民の声を聞くという点においては、現行の人数でいけるんじゃないかということを僕らは一定の共通の理解としてしています。その上で、常任委員会を分割する、しないということに関しても、別に、せっかく人口も減って、権限も広域を府に移管するのであれば、常任委員会で分割して、得意分野を今の大阪市のように分けなくても、基礎自治に関しては全員参加型でやるということも可能にするのであれば、逆にそのエリアに対する全ての分野に対して議員は関与できることになるので、それはそれで新しいあり方としていいのかなというふうに思っているんで、そういう新しい議会のあり方もつくっていききたい。分野に分かれて、それぞれ、それ以外のことは所管しないというわけじゃなくて、その区のことを一体的に見るといような考え方も含めて、現行定数でいいんじゃないかなということに至りました。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

先ほどの八重樫委員からのご質問に1つ答え漏れたのでつけ加えさせていただきたいんですが、新しい自治体をつくって新しい仕事をやるので、仕事が増えるんじゃないかというようにご指摘があったかと思いますが、これはあくまで仕事のすみ分けの話でありまして、何かその特別区になったら、例えば今まで児童相談所がやってる機能が全く違うことをさせられるとかそういうことではなくて、担当するエリアが分かれる話であって、職員の方も今までやっていた業務をそのまま引き続きエリアを変えて、限定してやっていただくということですので、何か特別区になったら仕事の内容自体が変わるかのようなご発言があったんですけど、それはちょっと違うのかなというふうに思っています。そして、我々大阪市議会で議論する中でも、恐らくこちら側の市議会のメンバーみんな感じてると思うんですけども、自分たちの地元の皆さんの声を聞いて、こういう声があるのでこういうふうに行政を変えてくれということを経営に頼むと、いやいや、それをやると別の区では困ることが出てくるんですということ、ストップすることがかなりあります。その議論にかなり時間を要してるという現実もありまして、逆にそれが親和性の高い特別区だけ、あるいは突出した課題を抱えてる区ということ、課題を抱えてるというか課題の種類が違う区と切り離されることによって議論がスムーズに進むということも、当然こちら側のメンバー全員わかってることかなというふうに思っていますので、むしろ議員の数を増やせというような議論は、大阪市側からは出てこないんじゃないかなというふうに思っています。

(今井会長)

いいですか。

山田委員。

(山田委員)

増やせと言うてるわけではなく、結果的にこの議論はそういう数の議論ですのであれなんですけれども、確かに先ほど委員おっしゃったように増やしたほうがええやんというような世論ではないのは僕らもわかってるんですけども、ただ一般的に、幾ら今の270万政令指定都市を4つの特別区にするにしたとしても、やはり今我々が大阪市でやってる、政令指定都市がやってるさまざまなサービスを今後も市民の皆さんに提供するには、やっぱりそれなりの議員の数がいて、その中身をいろいろ、条例の制定であったり、例えば行政のチェックであったり監視であったり、そのことをしなければいけないという状況で考えると、確かに83人でも回るんじゃないかと。270万で回してるんだからというのは1つの議論かもしれないですけども、先ほど冒頭八重樫委員からあったように、委員会も、今大阪市の6常任委員会みたいに、各特別区でそこまで要るのかという議論も、それはさまざまこれからあるとは思いますが。ただ、単純に考えて、やはり数人の委員会ですべてのジャンルのことを本当に審議できるのかといったことを考えると、やはりはなからここでロックしてしまうというのは問題かなと。問題といいますか、我々としては先ほど申しましたように、やはり東京特別区並みぐらいの議員数があるべきかなというふうには考えております。ここはさまざま意見の違いはあるかもしれませんが。一般論

としてそれが自然じゃないのかなというところが率直な意見でございます。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

山田委員、これスタート時にこういう体制でやりましょうという1つの案ですからね。議会の。でも、ご承知のように、自治体ができ上がれば、自治体の長と議会が、それは市民に提案すればいいんです。要は特別区に議員を増やす権限もあるわけですから。最初は、我々とすれば、もちろん山田委員も今市議会としてお仕事をされてて、今受け持たれるエリアよりは大分小さくなるわけですよ。極端に言うたら4分の1のエリアを受け持つことになります。山田委員が今もう一つやってる市内の都道府県がやる同じような広域の仕事は、今度は八重樫委員のところに移していただいたらいいので、仕事量としては、目配せの範囲は4分の1になって、広域の部分は広域自治体に移るわけですから、山田委員のすばらしい能力であれば十分やれるじゃないですか。あと、それ以上に必要だというのは、特別区議会、特別区長と区議会でするんですね。さらに議員を増やそうとか。そこはやっぱり特別区民が僕は決めたらいいと思うし、それからやっぱり議員というのは、議員に対するコストというのも税金で賄われているわけですから、やはり今の現状においての議会コストを、これをやっぱり上回るというのは、これはちょっと我々としてはこれは、だめだろうという判断です。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

知事がおっしゃる論調も、それはそれであれなんですけれども、この間、組織体制のこととかも事務方と議論させてもらったときに、単純に、今確かに面積的には4分の1になるかもしれないですけれども、業務が4分の1になるかといったら、そこは別の話やと思うんですよね。そういう意味では、我々この4つ出てる定数でも、別に1番にせいと言ってるわけではないので、そこは今のままで置いとくというのも1つの論調でありますけれども、我々としては、簡単にただ単に割れば、今の現数でいいですよという形にはならないのかなというふうには考えているところでございます。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

議会で議員がどんな議論をして首長提案のさまざまな議案を議論してるのかというのは、なかなか市民の皆さんに伝わらない部分があって、我々の仕事が伝わってないところは自分たちの反省でもあるんですけれども、やはり人口規模からいって、首長が出す予算、そ

して新しい条例等をしっかりと議論していくということであれば、その中でスペシャリストの委員会をつくって、スペシャリストがいてチェックをしていくと。これまでどんな議論が交わされて今の現状に至ってるのかということもわかってる人が中にいるということも大事なことで、各党派の中でスペシャリストをつくってその委員会で深掘りした議論をしていくというようなことも必要だと思っておりますので、この人数では人口規模からいって議員の数が極端に少ないんじゃないかなという疑問を呈してるということだけご理解いただけたらというふうに思っております。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

ちょっと余り時間も押してきてるのであれなんです、今のスペシャリストということなんです、今、ご存じのように都市の課題というのは非常に複雑になってきてまして、部局をまたぐものというのは非常に多くなってきています。当然、所管委員会をまたぐものも非常に多くなってきてまして、なかなか我々委員会だけで議論していても前に進まないんじゃないのかなということで、大阪市では市政改革室とかICT推進室とかいろんな横串を刺すような局をつくってやっておりますが、実態としてはまだまだ道半ばかなというような実感を覚えております。ですので、先ほどどういう各特別区が議会の運営のやり方をやるかというのは、その議会運営委員会で決めていただいたらいいんですが、守島委員から1つ提案があったような全員が全ての委員会に参加する、その中で、特に得意分野がある方は積極的に活躍されるでしょうし、でも、そうでない方も一生懸命その分野を勉強するというのは、今の議会よりもよりよい市民のための議会になるんじゃないかなというふうに考えております。

(守島委員)

時間ないんで、申し訳ないです。僕、提案したのは、常任委員会を分割しないという話です。八重樫さん言ったように、スペシャリストを養成するといいいながら、現行、常任委員会ってスペシャリストを養成してるところかということ、1年ごとに替わりますよね、皆さん。ゼネラリストを養成すると言うんだったらわかるんですけど、スペシャリストを養成するために常任委員会って分割されてるかどうかということの実例としても、実際そうなのかということもあやしいですし、藤田さん言ったように、やっぱり部局をまたがって活動しないといけないことってたくさんあると思いますし、ふだんの活動においては陳情なんかも自分の担当所管じゃないと受け付けないよということは議員だったらできないのは八重樫委員だってわかってると思います。であれば、やっぱり人口も少ない範囲で、自分もその行政に関しては分野かわらずそれに対して対応するというのが議員のあり方じゃないかなというのと同時に、絶対的に地方議員がまず多過ぎるんじゃないかということが僕たちの発想の原点なので、この提案をさせていただきます。

(今井会長)

ほかにご意見ありますか。

松井委員。

(松井委員)

議会のコストというのも、民主主義のコストと言われればそうなんです。だから、それは考え方の1つとして、民主主義のコストだから増やせばいいという話もあります。我々は、現状の議会コストは、やっぱりこれを増やすべきじゃないという立場にある。だから、八重樫委員が、やっぱりそれでももう少し議会の規模感が必要だということであれば、そのコストのところはどう考えられるのかをちょっとお聞きした上で、民主主義のコストだから、議会コストを増やしてでも議員を増やすのか。今のコスト内で議員を増やせというのか。その考え方はちょっと公明党としてお聞かせ願いたいと思います。

(今井会長)

八重樫委員。

(八重樫委員)

当然、議会の人数を増やせばコストが高くなる、それはそのとおりです。ただ、今の日本の一般的な議会人数というのは、人口に比例して大体定数が決まってるというのも現実です。その現実と、今の現状と、これからの新しい特別区の姿と乖離してるんじゃないかという疑問を今提案させていただきただけで、増やしていけというふうに必ずしも言うてくわけではないという、この議論が行われてるということを府民、市民の皆さんにもご理解いただけたらと。幅広い民意を汲み上げて、しっかりと少数意見であったとしても議会で取り上げていくというためには、ある程度の議員数というのは必要だと。皆さんと根本的に違うのは、今の議員数が多過ぎるというふうには思っていないということだけはお話ししておきたいと思います。

(今井会長)

時間がまいりましたので、本日の協議はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

本日、協議できなかった項目については、引き続き次回でお願いしたいとは思いますが、最初に申しあげましたとおり、本日ご議論いただいた内容については私のほうで整理して、委員の皆様方に方向性をご確認いただいた上で協定書案の作成に進みたいと思っております。

それでは、以上をもって本日の協議会終了となりますが、何かご意見ありますか。ないですか。

特段ご意見がないようですので、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。

この後、代表者会議を開催いたしますので、各会派の代表者の皆様方にご参集いただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。